

「長崎県最低賃金」の改正決定の諮問等について

長崎労働局長は、平成22年7月5日、長崎地方最低賃金審議会（会長 井手 智子（いでさちこ））に対し、本年度の長崎県最低賃金の改正決定について、諮問を行いました。（画像）

また同日、この改正決定に係る

関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示（長崎労働局一般公示第1号）

及び

長崎県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示（長崎労働局一般公示第2号）
を行いました。

- ◇ 最低賃金についての詳細は
- ◇ 「長崎県の最低賃金は？」をご覧ください。

～ 最低賃金についてのお問い合わせ先～

長崎労働局 労働基準部 賃金室

〒850-0033

長崎市万才町7番1号住友生命長崎ビル6階

095-801-0033

Fax 095-801-0031